北広島市公益活動事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第１条　この要綱は、公益活動団体が行う事業に対して補助金を交付することにより、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「公益活動団体」とは、北広島市市民協働推進会議設置条例（平成20年北広島市条例第28号。以下「協働推進会議条例」という。）第２条第１項に規定するものをいう。

（補助対象団体）

第３条　この要綱による補助を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、別表に掲げる活動を行う公益活動団体であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

(1)　市内に所在し、主として市内で活動を行っていること。

(2)　市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。

(3)　団体の構成員が５人以上であること。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる活動に関する事業であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

(1)　補助対象団体が自らその事業を行うこと。

(2)　市内全域を対象に行われる事業で特定の地域のみを対象としないこと。

(3)　会員相互の共益及び親睦のみの活動でないこと。

(4)　補助対象事業について、国、道又は市が交付する同種の補助金を受けていないこと、又は当該補助金の交付対象でないこと。

(5)　政治活動、宗教活動及び営利を目的としていないこと。

２　前項の規定による補助対象事業は、年度内において１団体、１事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費で次に掲げるもの以外の経費とする。

(1)　団体の構成員に対する人件費

(2)　団体の構成員による会合等の飲食費及び交際費

(3)　団体の事務所等を維持するための経費

(4)　団体の経常的な活動に要する経費

(5)　その他市長が適当でないと認める経費

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　初動支援コース　　補助対象経費の２分の１以内の額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とする。

(2)　自主事業支援コース　　補助対象経費の２分の１以内の額（その額が50万円を超えるときは、50万円）とする。

２　第１項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付等）

第７条　補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則（昭和61年広島町規則第10号）の規定するところによる。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民部長が定める。

附　則

この要綱は、平成　　年　　月　　日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2　社会教育の推進を図る活動
3　まちづくりの推進を図る活動
4　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5　環境の保全を図る活動
6　災害救援活動
7　地域安全活動
8　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9　国際協力活動
10　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11　子どもの健全育成を図る活動
12　情報化社会の発展を図る活動
13　科学技術の振興を図る活動
14　経済活動の活性化を図る活動
15　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16　消費者の保護を図る活動
17　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する助言その他の援助活動

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領（案）

（趣旨）

第１条　この要領は、北広島市公益活動事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第２条　補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

(1) 公益活動事業補助金交付申請書（別記第１号様式）
(2) 事業計画書　（別記第２号様式）
(3) 事業収支予算書　（別記第３号様式）
(4) 団体の概要書（別記第４号様式）
(5) 団体の定款、規約又は会則等
(6) 役員及び会員名簿（別記第５号様式）
(7) 前年度の活動報告書及び収支決算書
(8) その他参考となる資料

2　第１項の申請期間は、14 日以上設けるものとする。

3　団体が申請できる事業内容は、次に掲げるコースの区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

(1) 初動支援コース
　これから公益活動に取り組もうとしている団体（設立後５年以内）が行う事業（1団体２回まで申請可能とする。）
(2) 自主事業支援コース
　公益活動を１年以上継続して行っている団体が行う事業（過去に当コースでの補助金の交付を受けた団体であっても全く異なる事業であれば申請することができる。ただし同一事業２回の申請を限度とする。）

（補助対象事業の決定等）

第３条　市長は、前条第１項の規定による補助金の交付申請を受けたときは、北広島市市民協働推進会議設置条例（平成 20 年条例第 28 号。以下「協働推進会議条例」という。）第１条に規定する北広島市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）に補助対象事業として公益性、必要性、効果性等の有無について諮問するとともに、市民に地域社会の課題について共有する機会の提供を行うために、申請団体による公開のプレゼンテーション（以下「公開プレゼンテーション」という。）を開催するものとする。

2　協働推進会議は、前条第１項の規定により提出された書類及び前項の規定により実施された公開プレゼンテーションの内容に基づき諮問内容について審査し、その結果を市長に答申するものとする。

3　市長は、協働推進会議の答申を受け、補助対象事業の決定をしたときは、公益活動事業補助金交付決定通知書（別記第６号様式）又は公益活動事業補助金不交付決定通知書（別記第７号様式）により申請団体に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第４条　北広島市補助金等交付規則（昭和 61 年広島町規則第 10 号。以下「交付規則」という。）第 14 条の規定による概算払いを希望する団体は、公益活動事業補助金概算払請求書（別記第８号様式）を市長に提出するものとする。

（決定の変更等）

第５条　交付規則第８条に規定による決定の変更等があるときは、公益活動事業補助金交付決定事業変更申請書（別記第９号様式）を市長に提出するものとする。

2　市長は、交付決定額を変更したときは、公益活動事業補助金交付決定事業変更通知書（別記第 10 号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告）
第 6 条　交付規則第 11 条の規定による実績報告は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。
(1) 公益活動事業補助金実績報告書（別記第 11 号様式）
(2) 事業収支決算書　　（別記第 12 号様式）
(3) 領収書等（原本と写し）
(4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）
第 7 条　交付規則第 12 条の規定による補助金の額が確定したときは、公益活動事業補助金交付確定通知書（別記第 13 号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。
2　前項の確定通知を受けた補助事業者は、公益活動事業補助金交付請求書（別記第 14 号様式）により当該補助金の請求を行うものとする。
（事業評価）
第 8 条　市長は、第 6 条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、協働推進会議条例第 3 条第 1 号の規定により当該事業の評価について、協働推進会議に諮るものとする。
2　市長は、前項の評価のために補助事業実施の翌年度に補助事業者による公開の事業報告会を開催するものとする。
3　協働推進会議は、第 6 条の規定により提出された書類及び前項の規定により実施された事業報告会の内容に基づき事業評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。
（所管）
第 9 条　この要領に係る補助金交付事務は、市民部市民協働推進課が所管するものとする。
附　則
この要領は、平成　　年　　月　　日から施行する。

別記第１号様式（第２条関係）

年度 公益活動事業補助金交付申請書

年　　月　　日

北 広 島 市 長　　様

（申請者）
団体名
代表者の役職名・名前

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第２条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

１　申請事業の名称

２　希望するコース（どちらかを選択し、□にチェック（レ）をしてください。）

□初動支援コース（２分の１助成、上限１０万円、千円未満切捨）
□自主事業支援コース（２分の１助成、上限５０万円、千円未満切捨）

３　申請事業費の総額・補助金申請額

〇申請事業費の総額　　円　　〇補助金申請額　　円

４　申請事業の内容
事業計画書（第２号様式）の通り

添付書類

１　事業計画書（第２号様式）
２　事業収支予算書（第３号様式）
３　団体の概要書（第４号様式）
４　役員及び会員名簿（第５号様式）
５　定款、規約又は会則等（法人にあっては財務諸表）
６　前年度の活動報告書及び収支決算書（これから活動に取り組む団体は提出不要）
７　日頃の活動内容がわかるもの（会報、新聞切抜、活動の写真等）

別記第２号様式（第２条関係）

補助申請事業計画書

□初動支援コース
□自主事業支援コース
・どちらかを選択し、□にチェック（レ）をしてください。

１　事業名称

２　事業分野

・該当する分野にチェック（レ）を入れてください。（複数可）					
□①	保健・医療・福祉	□②	社会教育	□③	まちづくり
□④	学術・文化・芸術・スポーツ	□⑤	環境保全	□⑥	災害救援
□⑦	地域安全	□⑧	人権・平和	□⑨	国際協力
□⑩	男女共同参画	□⑪	子どもの健全育成	□⑫	情報化社会
□⑬	科学技術	□⑭	経済活動	□⑮	職業能力開発・雇用機会
□⑯	消費者保護	□⑰	①～⑯の活動を行う団体への助言、援助活動		

３　事業概要

※現状と課題を踏まえた事業目的及び市民にとっての事業効果について簡潔に記載してください。

４　事業の実施方法

※貴団体が「誰（何）を対象に」「いつ」「どこで」「何をする」のか、どんな工夫をするのかなどを記載してください。

５　過去に当該補助金の交付を受けて行った事業

※過去に当該補助金を受けたことがある団体のみ記入してください。

実施年度	コース名・事業名	事業概要とその効果

別記第３号様式（第２条関係）

補助申請事業収支予算書

１　収入の部　（単位：円）

科　　目		積算内容	金額
収 入 合 計			

２　支出の部　（単位：円）

科　　目		積算内容	金額
支 出 合 計			

※記入例

・積算内容には次のように記載してください。

（収入）　入場料などの受益者負担がある場合　　〇〇入場料 1,000 円×50 名＝50,000 円

（支出）　講師謝礼金　　〇〇セミナー講師 20,000 円×2 名＝40,000 円

・科目には次のように記載してください。

（収入）　補助金、事業収入、会費、寄付金など

（支出）　講師謝礼金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費など

※団体の経常的な活動に要する人件費、交際費、飲食費及び事務所賃借料などは**補助対象外**となります。
ただし、講演会等の会場整理アルバイト賃金及び会場借り上げ料など補助対象事業に直接要するものは対象となります。

別記第４号様式（第２条関係）

団　体　の　概　要　書

団体の名称	（ふりがな）		
団体所在地	〒　　－		
代表者氏名	（ふりがな）		
活動開始年月日	年　　月　　日		
構成員数	会員数　　人（うち役員数　　人）		
団体の目的			
活動内容、 主な活動実績 （過去３年以内）			
年間予算	円		
担　当　者 連　絡　先	（ふりがな） 氏　　名	役　職	
	住　　所　〒　　－		
	電話番号　　－　　－ ＦＡＸ　　－　　－		
	E-mail　　@		
	URL アドレス　http://www		

別記第５号様式（第２条関係）

申請事業にかかわる役員及び会員名簿

団体の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな） 氏　　名	実施上の役割	住　所　又　は　居　所
記 載 人 数 計		人

※１　申請事業にかかわる予定者をお書きください。
※２　実施上の役割の欄には、申請事業を実施する上での責任者に◎、副責任者に〇をお付けください。

別記第6号様式（第3条関係）

指令第　　号

年度 公益活動事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日

団体名
代表者　　様

北　広　島　市　長　印

年　　月　　日付けで申請のあった公益活動事業補助金について審査した結果、次の通り交付することに決定しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第3条第3項の規定により通知します。なお、次に掲げる条件を順守してください。

コース	□初動支援コース　　□自主事業支援コース
事業の名称	
交付決定額	

■交付の条件：

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業の完了により当該補助事業者に、相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めること。

別記第７号様式（第３条関係）

指令第　　号

年度 公益活動事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日

団体名
代表者　　様

北　広　島　市　長　印

年　　月　　日付けで申請のあった公益活動事業補助金について審査した結果、不交付と決定しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第３条第３項の規定により通知します。

コース	□初動支援コース　　□自主事業支援コース
事業の名称	

■不交付の理由：

別記第8号等式（第4条関係）

年度 公益活動事業補助金概算払請求書

年　　月　　日

北 広 島 市 長

（請求者）
団体名
主たる事務所所在地
（代表者住所）
代表者の役職名・名前　　印

年　　月　　日　　指令第　　号で公益活動事業補助金の交付決定を受けた事業に着手しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第４条の規定により、概算払を請求します。

交付決定事業の名称	
交付決定額	
概算払請求額	
着手年月日	

■振込先　※請求者団体、請求団体代表者又は団体構成員の名義のものにしてください。

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 口座名義人	
金融機関名	銀行・金庫 本店・支店
口座番号	普通　　当座 NO.

※ゆうちょ銀行は、他銀行からの振込可能口座番号の取得が必要になります。

別記第９号様式（第５条関係）

年度 公益活動事業補助金交付決定事業変更申請書

年　　月　　日

北 広 島 市 長

（申請者）
団体名
主たる事務所所在地
（代表者住所）
代表者の役職名・名前　　印

年　　月　　日　　指令第　　号で交付決定された補助事業に係る事業計画書又は事業収支予算書の変更を、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第５条第１項の規定により申請します。

交付決定事業の名称	
変更内容	
変更理由	
添付書類	

別記第10号様式（第5条関係）

指令第　　号

年度 公益活動事業補助金交付決定事業変更通知書

年　　月　　日

団体名
代表者　　様

北　広　島　市　長　印

年　　月　　日　　指令第　　号で交付決定された事業計画書又は事業収支予算書の変更決定内容を、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第5条第2項の規定により通知します。

交付決定事業の名称	
変更決定内容	
変更決定理由	

別記第11号様式（第6条関係）

年度 公益活動事業補助金実績報告書

年　　月　　日

北 広 島 市 長

（申請者）
団体名
主たる事務所所在地
（代表者住所）
代表者の役職名・名前　　印

年　　月　　日付けで申請し、　　年　　月　　日　　指令第　　号で交付決定された補助事業に係る実績を、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第6条の規定により、①交付決定事業収支決算書、②領収書の原本とその写しを添えて報告します。

交付決定事業の名称	
総事業費（円）	
実施期間 又は 実施日時	
実施場所	
事業実施により 得られたこと 及び 今後の展開	
市に提出する成果物	
実施内容の詳細	別紙の通り

別記第 12 号様式（第 6 条関係）

事業収支決算書

1　収入の部

（単位：円）

科　　目		予算額	決算額	摘要欄
収 入 合 計				

2　支出の部

（単位：円）

科　　目		予算額	決算額	摘要欄
支 出 合 計				

※申請時に予算計上していなかった科目が発生した場合は、科目、決算額を記載するとともに、その事由及び内容を摘要欄に記入してください。

別記第13号様式（第7条関係）

指令第　　号

年度 公益活動事業補助金交付確定通知書

年　　月　　日

団体名
代表者　　様

北　広　島　市　長　印

年　　月　　日付けで申請があり、　　年　　月　　日　　指令第　　号で交付決定した下記事業の補助金交付額が、次の通り確定しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第7条第1項の規定により通知します。

コース	□初動支援コース　　□自主事業支援コース
交付決定事業の名称	
交付確定額	

別記第14号様式（第7条関係）

年度 公益活動事業補助金交付請求書

年　　月　　日

北 広 島 市 長

（請求者）
団体名
主たる事務所所在地
（代表者住所）
代表者の役職名・名前　　印

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第 2 条第 1 項の規定により、　　年　　月　　日付けで申請し、　年　　月　　日　　指令第　　号で交付確定された公益活動事業補助金の交付を請求します。

交付決定事業の名称		
コース	□初動支援コース　　□自主事業支援コース	
交付請求額	交付確定額	円
	概算払受領額	円
	今回請求額	円

■振込先　※請求者団体、請求団体代表者又は団体構成員の名義のものにしてください。

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 口座名義人	
金融機関名	銀行・金庫
	本店・支店
口座番号	普通　　当座 NO.

※ゆうちょ銀行は、他銀行からの振込可能口座番号の取得が必要になります。

北広島市公益活動事業補助金審査要領（案）

第１目的

この審査要領は、北広島市市民協働推進会議が行う北広島市公益活動事業補助金（以下「補助金」という。）の審査に必要な事項を定めるものとする。

第２　審査対象

審査対象は、補助金の交付を受けるために申請された事業で、次に掲げるコースの区分に応じて実施する。

(1)　初動支援コース

(2)　自主事業支援コース

第３　審査方法

第４の審査項目に定める各項目について、別紙（選考審査シート）により申請案件毎に個別に審査する。

第４　審査項目

北広島市補助金交付基準の基本基準を踏まえ、次に掲げる各項目（以下「審査項目」という。）について審査する。

(1)　公益性

(2)　必要性

(3)　効果性

(4)　適格性

(5)　実現可能性

(6)　発展普及性

(7)　地域活用性

第５　審査採点

審査項目ごとに次の３段階の採点を行い、その合計を採点合計点数とし、32 点満点とする。

2 点・・・認められる

1 点・・・工夫次第で認められる

0 点・・・認められない

第６　判定方法

各審査員の採点の合計点数を、審査員人数分で除した点数が 19 点以上を基準とし、全審査員協議のうえ共通認識のもと総合判定する。

選考審査シート

【初動支援コース・自主事業支援コース】

申請団体名	審査年月日	平成　　年　　月　　日	採点合計 点
申請事業名	審査員		
審査採点 2点・・・認められる 1点・・・工夫次第で認められる 0点・・・認められない			

審査項目		採点
公益性	(1)次の項目のいずれかに該当しているか ・住民自治の向上、市民の福祉・健康増進が図られるもの ・市民の安全で安心な生活に寄与するもの ・市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与するもの ・地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの ・市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの	点×3
必要性	(2)事業の目的や内容等が社会情勢に合致している	点
	(3)公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すために補助すべき事業である	点
効果性	(4)効果が広く市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することがない	点
	(5)市民の福祉向上やサービス向上に効果が認められる	点
適格性	(6)会計処理及び補助金の使途が適切である	点
	(7)事業の活動内容が団体の活動理念と整合性がとれている	点
実現可能性	(8)団体の能力・規模と事業が合っている	点
	(9)実現可能な方法、予算で事業計画が立案されている	点
	(10)団体の専門性などの特性を活かしている	点
発展普及性	(11)団体の活動の発展が図られ、成果の広がりが期待される	点
	(12)今後も継続した取り組みが期待される	点
	(13)他の社会的課題の解決に向けたモデルとなる	点
地域活用性	(14)事業の活動内容が北広島の特色や強みを活かしている	点

意見等	